

公立大学法人札幌市立大学研究活動における特定不正行為への対応に関する規程

平成27年4月1日

平成27年規程第5号

(目的)

第1条 この規程は、公立大学札幌市立大学（以下「本学」という。）において、公立大学法人札幌市立大学研究倫理規程（平成18年度規程第58号、以下「倫理規定」という。）その他の法規類に違反して、研究活動における不正行為が疑われる事態が発生した場合において、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」(平成26年8月26日文部科学大臣決定。以下「文部科学省ガイドライン」という。)に基づき、組織としての責任体制の確立及び管理責任の明確化を図り、適切な対応を行うことを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において「特定不正行為」とは、故意又は研究者としてわきまえるべき基本的な注意義務を著しく怠ったことによる、投稿論文など発表された研究成果の中に示されたデータや調査結果等の捏造、改ざん及び盗用をいう。

(特定不正行為対応責任者)

第3条 理事長を補佐し、特定不正行為の告発の受付から調査に至るまでの体制について大学全体を統括する実質的な責任と権限を持つ者（以下、「特定不正行為対応責任者」という。）を置く。

2 特定不正行為対応責任者は、副学長とする。

(受付窓口)

第4条 特定不正行為に関する告発（当該研究・配分機関の職員による告発のみならず、外部によるものを含む）を受け付け、又は告発の意思を明示しない相談を受ける窓口（以下「受付窓口」という。）を事務局地域連携課に置く。

2 受付窓口は、受け付けた告発や相談を、速やかに書面をもって特定不正行為対応責任者へ報告する。

3 受付窓口は、受付の場所、連絡先、受付の方法について学内外に周知する。

- 4 告発者は書面又は受付窓口職員との面談により告発することができる。面談の申出は直接窓口に出るほか、電話、FAX、電子メールなどの方法で行うことができる。
- 5 告発は顕名により、特定不正行為を行ったとする研究者・グループ、特定不正行為の態様等、事実の内容が明示され、かつ不正とする科学的な合理性のある理由が示されることを要する。
- 6 告発や相談を受けるときは、個室での面談実施や、電話及び電子メールを窓口の担当職員以外が見聞きできないようにするなど、告発内容や告発者の秘密を守るため適切な方法を講じなければならない。
- 7 告発や相談の対応者が自己との利害関係を持つ事案に関与しないようにしなければならない。
- 8 面談を実施する場合は、正確性を期するため複数の教職員で対応する。
(告発の受理)

第5条 特定不正行為対応責任者は、受付窓口が告発を受けた後、当該告発を受理するか否かを決定し、告発者に通知する。

- 2 特定不正行為対応責任者は、前条第4項に該当しない告発は、受理することができない。ただし、匿名による告発の場合で、特定不正行為対応責任者が特に認めた場合は、顕名の告発があった場合に準じた取扱いをすることができる。
- 3 告発内容が、本学以外の研究機関にも及ぶ場合は、該当する研究機関に当該告発について通知すると共に、告発者に通知する。
- 4 本学が調査を行うべき機関に該当しない告発があった場合は、調査機関に該当する研究機関に当該告発を回付すると共に、告発者に通知する。

(相談)

第6条 受付窓口は告発の意思を明示しない相談については、その内容に応じ告発に準じてその内容を確認・精査し、相当の理由があると認めた場合は、相談者に対して告発の意思を確認する。

- 2 特定不正行為対応責任者は、意思を明示しない相談について、告発の意思表示がなされない場合であっても、自らの判断でその事案の調査を開始することができる。

(特定不正行為報道等への対応)

第7条 特定不正行為対応責任者は、報道や学会等の科学コミュニティにより特定不正行為の疑いが指摘された場合は、告発があった場合に準じた取扱いをすることができる。

2 特定不正行為対応責任者は、特定不正行為の疑いがインターネット上に掲載されており、事案の内容が明示され、かつ不正とする科学的な合理性のある理由が示されていると認めた場合は、告発があった場合に準じた取扱いをすることができる。

(警告)

第8条 特定不正行為が行われようとしている、又は特定不正行為を求められている告発や相談があった場合で、特定不正行為対応責任者が相当の理由があると認めたときは、特定不正行為対応責任者は被告発者に警告を行う。

2 前項の警告を本学所属以外の被告発者に行う場合は、被告発者の所属する研究機関に警告の内容等について通知する。

(悪意に基づく告発)

第9条 損害又は不利益をもたらす悪意に基づく告発を防止するため、原則として顕名による告発のみを受け付ける。また告発には不正とする科学的な合理性ある理由を示すことを必要とするものとする。

2 調査の結果、告発が損害又は不利益をもたらす悪意に基づく告発であったことが判明した場合は、告発者の氏名の公表や懲戒処分、刑事告発を行うことがある。

3 本条に定める内容を、あらかじめ学内外に周知することとする。

(告発者又は被告発者の保護)

第10条 理事長は単に告発したことのみを理由として、告発者に対し、解雇、降格、減給その他不利益な取扱いをしてはならない。ただし損害又は不利益をもたらす悪意に基づく告発であることが判明した場合など相当の理由がある場合を除く。

2 理事長は、相当の理由なしに、単に告発がなされたことのみをもって、被告発者の研究活動を部分的又は全面的に禁止したり、解雇、降格、減給その他不利益な取扱いをしてはならない。

- 3 受付窓口寄せられた告発の告発者、被告発者、告発内容及び調査内容については、調査結果の公表まで、告発者及び被告発者の意に反して調査関係者以外に漏洩しないよう、関係者の秘密保持を徹底する。
- 4 調査事案が漏洩した場合、特定不正行為対応責任者は告発者及び被告発者の了解を得て、調査中にかかわらず調査事案について公に説明することができる。ただし、告発者又は被告発者の責によって漏洩した場合は、当人の了解は不要とする。
- 5 告発された事案の調査等にあたっては、告発者が了承したときを除き、調査関係者以外の者や被告発者に告発者が特定されないよう周到に配慮する。

(調査を行う機関)

第11条 本学は、被告発者が本学に所属する場合は、当該告発された事案の調査を行う。

- 2 特定不正行為対応責任者が、被告発者がもっぱら本学の施設・設備を使用して研究する者と認定した場合は、前項に準じて本学が事案の調査を行う。
- 3 被告発者が本学を含む複数の研究機関に所属する場合、原則として被告発者が告発された事案に係る研究活動を主に行っていた研究機関を中心に、所属する複数の研究機関が合同で調査を行う。
- 4 被告発者が現に所属する研究機関と異なる研究機関で行った研究活動に係る告発があった場合、現に所属する研究機関と当該研究活動が行われた研究機関とが合同で、当該告発された事案の調査を行う。
- 5 被告発者が、告発された事案に係る研究活動を行っていた際に所属していた研究機関を既に離職している場合、現に所属する研究機関が、離職した研究機関と合同で、告発された事案の調査を行う。なお、告発された事案に係る研究活動を本学で行っていた場合で、被告発者が本学を離職後、どの研究機関にも所属していないときは、本学が当該告発された事案の調査を行う。
- 6 第1項から第5項までの定めに拘わらず、特定不正行為対応責任者が本学が調査を実施すべきものと判断した場合は、本学が合同又は単独で、当該告発された事案の調査を行うことができる。

(予備調査)

第12条 特定不正行為対応責任者は、告発を受け付けた後速やかに、告発内

容の合理性や調査可能性などについて予備調査を行う。予備調査は第14条に定める調査委員会を設置して当たらせることもできる。

2 予備調査の項目は次のとおりとする

- (1) 特定不正行為が行われた可能性
- (2) 告発の際示された科学的な合理性のある理由の論理性
- (3) 告発された事案に係る研究活動の公表から告発までの期間が、生データ、実験・観察ノート、実験試料、試薬など研究成果の事後の検証を可能とするものについての倫理規程に定める保存期間を超えるか否か

3 告発がなされる前に取り下げられた論文等に対する告発に係る予備調査を行うにあたっては、取り下げに至った経緯・事情を含め、特定不正行為の問題として調査すべきか否かを調査し、判断する。

4 予備調査の結果、告発がなされた事案が本格的な調査をすべきものと判断した場合は本調査を行う。この判断は原則として告発を受け付けた後30日以内に決定する。

5 前項により、本調査を行わないことを決定した場合、その旨を理由と共に告発者に通知するものとする。この場合、予備調査に係る資料等を保存し、当該事案に係る配分機関及び告発者の求めに応じ開示するものとする。なお、この資料等の保存期間は、当該事案の属する年度の翌年度の4月1日を起算日として10年間とする。

6 第4項により、本調査を行うことを決定した場合、告発者及び被告発者に対し、本調査を行うことを通知し、調査への協力を求めるとともに、当該事案に係る配分機関及び文部科学省に本調査を行なう旨を報告する。被告発者が本学以外の研究機関に所属している場合は、その所属機関にも通知する。

(本調査の開始)

第13条 本調査を行なうことが決定した場合、原則として決定後30日以内に本調査を開始する。

(調査委員会の設置)

第14条 本調査のため調査委員会を設置する。

2 理事長は、特定不正行為対応責任者と協議のうえ、調査委員会の委員を選任し、委嘱する。

- 3 調査委員会は、調査委員の半数以上が外部有識者で構成されなければならない。
- 4 理事長は、調査委員会を設置せずに他の機関又は学会等の科学コミュニティに調査を委託することができる。この調査を受託した機関、科学コミュニティ等の権限と責任は当該規則中の調査委員会に関する規定を準用する。
- 5 理事長は、必要に応じて、他の機関又は学会等の科学コミュニティに調査を実施する上での協力を求めることができる。理事長は協力を求めたときは、調査委員会に周知する。
- 6 理事長が本学で十分に調査を行える体制にないと判断した場合は、文部科学省ガイドラインに従い、文部科学省に対して助言及び、専門家の選定・派遣などの必要な支援を要請する。
- 7 調査委員は、告発者及び被告発者と直接の利害関係（例えば、特定不正行為を指摘された研究活動が論文のとおり成果を得ることにより特許や技術移転等に利害があるなど）を有しない者とする。
- 8 理事長は、調査委員会を設置したときは、調査委員の氏名や所属を告発者及び被告発者に示さなければならない。
- 9 告発者又は被告発者は、調査委員の選任に異議がある場合は、1週間以内に異議申立てをすることができる。
- 10 理事長は、前項の異議申立てがあった場合、内容を確認し、その内容が妥当であると判断したときは、当該異議申立てに係る調査委員を交代させるとともに、その旨を告発者及び被告発者に通知する。

（本調査方法・権限）

第15条 本調査は、告発された事案に係る研究活動に関する論文や実験・観察ノート、生データ等の各種資料の精査や、関係者のヒアリング、再実験の要請などにより行う。

- 2 本調査においては、被告発者の弁明の聴取が行われなければならない。
- 3 特定不正行為が行われた可能性を調査するために、調査委員会が再実験などにより再現性を示すことを被告発者に求める場合、又は被告発者自らの意思によりそれを申し出て調査委員会がその必要性を認める場合は、それに要する期間及び機会（機器、経費等を含む。）に関し不正行為対応責任者が合理

的に必要と判断される範囲内において、これを行う。この場合、調査委員会の指導・監督の下に行うこととする。

- 4 調査の対象には、告発された事案に係る研究活動のほか、調査委員会の判断により調査に関連した被告発者の他の研究活動も含めることができる。
- 5 特定不正行為対応責任者は、調査委員会の調査権限について定め、関係者に周知する。この調査権限に基づく調査員会の調査に対し、告発者及び被告発者などの関係者は誠実に協力しなければならない。
- 6 特定不正行為対応責任者は、理事長の了解を得て告発された事案に係る研究活動に関して、証拠となるような資料等を保全する措置をとる。告発にあたって本学が調査を行わないが、調査を行う機関から要請があった場合も同様とする。なお、これらの措置に影響しない範囲であれば、被告発者の研究活動を制限しない。
- 7 被告発者は、告発された事案に係る研究活動に関する疑惑を晴らそうとする場合には、自己の責任において、当該研究活動が科学的に適正な方法と手続きにのっとり行われたこと、論文等もそれにもとづいて適切な表現で書かれたものであることを、科学的根拠を示して説明しなければならない。

(調査における情報の保護)

第16条 本学及び調査委員会は、調査にあたっては、調査対象における公表前のデータ、論文等の研究又は技術上秘密とすべき情報が、調査の遂行上必要な範囲外に漏洩することのないよう十分配慮する。

(調査の中間報告)

第17条 告発された事案に係る研究活動の予算の配分又は措置をした配分機関等は、本学に対して調査の終了前であっても中間報告の提出を求めることができる。

- 2 前項の請求があった場合、調査委員会は特定不正行為対応責任者に対して、その時点での調査内容にもとづく中間報告を行わなければならない。

(認定)

第18条 調査委員会は、本調査委員会の開始後、特別の事情のない限り150日以内に調査した内容を取りまとめ、特定不正行為対応責任者に報告する。

- 2 調査委員会は以下の項目について認定する。

- (1) 特定不正行為が行われたか否か
 - (2) 特定不正行為の内容
 - (3) 特定不正行為に関与した者とその関与の度合い
 - (4) 特定不正行為と認定された研究活動に係る論文等の各著者の当該論文等における役割
 - (5) 特定不正行為と認定された研究活動における役割
- 3 調査委員会は、調査によって得られた物的・科学的証拠、証言、被告発者の自認等の諸証拠を総合的に判断して認定を行う。なお、被告発者の自認を唯一の証拠として認定することはできない。
 - 4 調査委員会は、特定不正行為に関する証拠が提出された場合には、被告発者の説明及びその他の証拠によって、特定不正行為であるとの疑いが覆されないときは、特定不正行為と認定する。
 - 5 調査委員会は、被告発者が生データや実験・観察ノート、実験試料・試薬等の不存在など、本来存在すべき基本的な要素の不足により、特定不正行為であるとの疑惑を覆すに足る証拠を示せないときは、特定不正行為と認定する。この場合の基本的要素については、研究分野の特性に応じて調査委員会が判断する。なお、被告発者が善良な管理者の注意義務を履行していたにもかかわらず、その責によらない理由により基本的な要素を十分に示せないなど正当な理由があると認められる場合はこの限りではない。また、生データや実験・観察ノート、実験試料・試薬等の不存在などが、倫理規程に定める保存期間を超えることによるものである場合も同様とする。
 - 6 特定不正行為が行われなかったと認定される場合で、調査を通じて告発が損害又は不利益をもたらす悪意に基づく告発であることが判明した場合は調査委員会はその旨の認定を行う。この認定を行うに当たっては、告発者に弁明の機会を与えなければならない。

(調査結果の通知及び報告)

第19条 特定不正行為対応責任者は、前条の調査委員会からの報告を受けたときは、速やかに理事長に報告するとともに、告発者及び被告発者（関与したと認定された者を含む）に通知する。被告発者が本学以外の機関に所属している場合は、その所属機関にも通知する。

2 特定不正行為対応責任者は、前項の通知をしたときは、その事案に係る配分機関及び文部科学省に当該調査結果を報告する。

3 前条の調査委員会からの報告により、前条第6項の悪意に基づく告発が認定された場合は、特定不正行為対応責任者は告発者の所属機関にも当該調査結果を通知する。

(不服申立て)

第20条 特定不正行為と認定された被告発者は、通知を受けてから14日以内に理事長に対して不服申立てをすることができる。ただし、その期間内であっても、同一理由による不服申し立てを繰り返すことはできない。第18条第6項の悪意に基づく告発が認定された告発者も同様とする。

2 理事長は、被告発者から特定不正行為の認定に係る不服申立てがあったときは、告発者に通知すると共に、その事案に係る配分機関等及び文部科学省に報告する。この通知及び報告は、不服申立ての却下及び再調査開始の決定を行ったときも同様とする。

3 理事長は、第18条第6項の悪意に基づく告発と認定された告発者から不服申し立てがあったときは、告発者が所属する機関及び被告発者に通知すると共に、その事案に係る配分機関等及び文部科学省に報告する。この通知及び報告は、不服申立ての却下及び再調査開始の決定を行ったときも同様とする。

4 不服申し立ての審査は調査委員会が行う。なお、不服申し立ての趣旨が新たに専門性を有する判断が必要となるものである場合には、理事長は調査委員の交代若しくは追加、又は調査委員会に代えて他の者に審査させることができる。

5 調査委員会及び調査委員会に代わる者は、不服申し立ての趣旨、理由等を勘案し、その事案の再調査を行うか否かを速やかに決定する。

6 前項により、不服申立てを却下すべきものと決定した場合、調査委員会は直ちに理事長及び特定不正行為対応責任者に報告する。理事長は、不服申し立てを行った者に通知する。このとき、当該不服申立てが当該事案の引き伸ばしや認定に伴う各措置の先送りを主な目的とすると調査委員会が判断した場合は、理事長は以後の不服申し立てを受け付けない。

- 7 第5項により再調査を行う決定を行った場合には、不服申し立てを行った者は、先の調査結果を覆すに足る資料の提出等、当該事案の速やかな解決に向けて、再調査に協力しなければならない。
- 8 調査委員会又は調査委員会に代わる者は、前項の協力が得られないと判断した場合は再調査を行わず、審査を打切ることができる。その場合は直ちに特定不正行為対応責任者に報告する。理事長は当該報告を受けたときは、不服申し立てを行った者に当該決定を通知する。
- 9 再調査を開始した場合は、原則として再調査の開始を決定してから50日以内に、先の調査結果を覆すか否かを決定し、その結果を特定不正行為対応責任者に報告する。理事長は、当該結果を告発者、被告発者、不服申し立てを行った者が所属する機関に通知するとともに、その事案に係る配分機関等及び文部科学省に報告する。
- 10 前項の規程に拘わらず、不服申し立てが第18条第6項の悪意に基づく告発と認定された告発者からのものである場合については、原則として再調査の開始を決定してから30日以内にその結果を特定不正行為対応責任者に報告する。理事長は、当該結果を告発者、被告発者、不服申し立てを行った者が所属する機関に通知すると共に、その事案に係る配分機関等及び文部科学省に報告する。

(調査結果の公表)

第21条 理事長は、不服申し立てが行われなかった場合は、速やかに調査結果を公表する。不服申し立てが行われた場合は、不服申し立ての却下、不服申し立てに基づく審査の打切り、又は再調査開始後調査結果を覆すか否かの決定が行われた後速やかに公表する。

- 2 理事長は、特定不正行為が行われなかったとの認定があった場合は、原則として調査結果を公表しない。ただし、調査事案が外部に漏えいしていた場合及び論文等に故意によるものでない誤りがあった場合は、調査結果を公表する。
- 3 前項の規程にかかわらず、理事長は第18条第6項の悪意に基づく告発の認定があり不服申し立てが行われなかった場合は調査結果を公表する。不服申し立てが行われた場合は、不服申し立ての却下、不服申し立てに基づく審査の

打切り、又は再調査開始後調査結果を覆すか否かの決定が行われた後速やかに公表する。

- 4 理事長は、調査結果の公表にあたっては、特段の事情がない限り、文部科学省ガイドライン参考資料2の盛り込むべき事項のうち調査委員会の認定に付された事項について公表するものとする。

(調査結果を受けての措置)

第22条 理事長は、特定不正行為が行われたと認定された場合、特定不正行為への関与が認定された者及び関与したとまでは認定されないが、特定不正行為が認定された論文等の内容について責任を負う者として認定された著者(以下「被認定者」という。)に対し、本学の規程類に従い懲戒処分など適切な措置を講じる。

- 2 理事長は、被認定者に対して、特定不正行為と認定された論文等の取り下げを勧告する。

- 3 理事長は、告発が第18条第6項の悪意に基づくものと認定された場合、告発者に対し、本学規程類に従い懲戒処分など適切な措置を講じる。

(その他)

第23条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。